

## シティズンシップにおけるジェンダーと平等 フランス政治とパリテ(男女同数制)をめぐって

宮 島 喬

### 1. シティズンシップの現代的文脈

「シティズンシップ」という概念には本来、1)「国籍」とほとんど同義に使われる場合(アメリカ合衆国で、‘American Citizenship’ という言い方がよくされるように)、2)社会成員の享有しうる基本的な諸権利(自由権、社会権、参政権など)かつ諸義務を指す場合、そして3)一社会の成員であるということ、感覚、アイデンティティなどを示す場合、という三つの用法があるといえよう。またこの概念が、一般的には「社会契約」的なものを暗にまたは明白に想定している(Le Pors 1999: 7)という見方も有力である。

ところで、第三の意味でのシティズンシップは、時代によっても、社会状況によっても、主観的意識のあり方によっても変わるから、それがいわば第二の意味にも跳ね返り、とりわけ変動の時代には、正当に認められるべき権利についての拡大、分節化など再定義を促すことになる。じっさい、シティズンシップの概念は「平等」と切り離しえないものであり、その平等を実質的に達成するために、普遍主義的に市民一般の資格や権利を言うのみではなく、成員あるいは成員集団の属性や置かれている条件を考慮した分節化された具体的な権利の行使の可能性をも含むものでなければならない。

日本社会でも、従来はシティズンシップの享有主体とみなされてこなかった外国人や子どもに対し、認められるべき地位や権利はどのようなものか、といった問いかけが頻繁になされるようにな

り、いわば具体的条件に即したシティズンシップの追求、要求がみられるようになった。それまで、通念や法によって限定づけられていた地位や資格や権利を自明視し、あるいはそれに忍従していたアクターが、自らの状況や切実な体験を押し出しながら、その権利確認を求めるといった行為がしばしば見られるようになった(たとえば婚外子の婚内子と同等の処遇の要求や、外国人による参政権の要求など)。

なかでも、「ジェンダーとシティズンシップ」という形で捉えられるべき問題は、現実性をもつようになってきたものの一つである。たとえば一既婚女性が、結婚後も未婚時の姓の使用を望み、その姓で役所で何らかの手続きをしようとして受理されないとしよう。職場で、その姓をもって健康保険証を更新しようとして拒否されるとしよう。彼女は自分が自分であるためにその姓の使用に強く愛着するわけであるが、その結果、社会的不利益、排除を経験することになる。ここには当人の主観的意識も関わっているが、それが当人ととりきわめて切実な要求であり、かつ相当数の女性にも同じ意識が共有されているならば、シティズンシップの問題を提起せずにはいないだろう<sup>(1)</sup>。これは、さしずめ、アイデンティティとしてのシティズンシップと呼ぶべきだろうか。日本では周知のように、夫婦の別姓の使用を求める女性たちの要求があり、かなりの範囲での共有・支持もみられ、事実、選択的夫婦別姓への要求は、一種、シティズンシップ要求の意味合いをおびるにいたった。これには「女性差別撤廃条約」など国

際条約のインパクトもあると考えられる(小寺 1997: 72)。1990年代には法務省も、選択的夫婦別姓制の導入を含む民法改正要綱試案まで準備していたほどである(それは政治的な反対から実現を阻まれているが)。

今日の欧米先進諸社会では、成員市民の価値観、ライフスタイルが多様化するとともに、アイデンティティと結びついた権利性が主張され、かつ「平等」の原則がより強く意識される文脈で、特に、北欧などのプロテスタント系の社会では、ジェンダー・フリーをさまざまな領域で実現する作業が進行している。それに比べるとまだ部分的な改革にとどまっているが、「人権の母国」といわれるフランスでも、共和主義の普遍主義との相克、またそれとはベクトルを異にするカトリック的規範との相克も伴いながら、否、それらの相克の存在のゆえにかえって、正面から真剣な議論が展開されてきている。しかもそこには、政治的権利の「平等」の捉え直し、拡大という日本などではまだほとんど未展開であるシティズンシップ論議が大きな位置を占めている。

本稿では、論点紹介的な考察の域を出ないであろうが、このような新たな動向とその意義を現代フランスの中に探ろうとするものである。考察の焦点は主として、政治における「男女同数制」(パリティ)の原則を部分的にせよ憲法・法律の改正をもして導入した企てをめぐる諸議論にあてることにする。

## 2. 「公」 - 「私」領域の区別の崩壊とシティズンシップ

まず、フランスについて、やや広く、家族やカップルのライフスタイルの権利にかかわる問題から瞥見しておこう。

従来、シティズンシップ(フランス語では「シトワイヤヌテ」*citoyenneté*がこれに対応するタームであるが、一般の理解と慣用のため、以下では英語「シティズンシップ」を用いる)というと、

公的、普遍的な側面での個人と社会との関わりとみなされることが多く、殊にフランスのように、法の対象となる個人は「孤立した、普遍的な、他者と類似した個人」でなければならぬとする考え方が維持されてきた所では(Conseil d'Etat 1998: 64)、人における「私的」とみなされる側面は、なかなかシティズンシップの問題として認知されがたかった。一般的な意味での「私的」なこととは、一つは、夫婦や家族生活の具体的なあり方、形態であろう。フランスでは従来民法上の人の「法的身分」(エタ・シヴィル)には、公的には「既婚者」と「独身者」しかなく、このように分類される個人がそれぞれ具体的に営んでいる生活内容は私的なことであって、公的な身分、権利と関わるものではなかった。

しかし、それでも1970年代になると、状況は変わってくる。アメリカ・フェミニズム運動の中から生まれた、かの「個人的な事柄は政治的な事柄である」(The personal is political)というスローガンと同趣旨の主張が、1990年代には確実にフランス社会でも共鳴をうるようになっていく。それは標準的ないし法的とみなされてきた形態以外の「家族」生活がしだいに増加し、それが市民的権利を十分に認められず、救済が必要になっているケースが増えているからである。すなわち、事実婚カップル、そこから生まれる婚外子の増加、また事実上の離婚の頻度と関わる一人親家族の増加、かれ／彼女らの権利確認の要求、さらには婚姻が不可能とされている同性愛カップルの権利主張などが進行してきたのである(Garé, 2000: 170)。

この意味では、リオネル・ジョスパン率いる社会党政権の下で1999年11月の民法典改正によって導入された「民事連帯契約」(Pacte civil de solidarité, PACS)は、注目されよう。これは、要点的にいえば、「婚姻関係にない異性または同性の、近親関係にない成年者のカップル(2人1組)に対し、民事契約に基づいて認められた法的身分規程」(山口俊夫 2002: 411)であって、裁判所においてこの契約を締結した者(2人)にたいし、

法的婚姻状態にあるカップルが享有しうる権利に相当する権利を認める、というものである。それは税制上の扱い（共同申告、控除、相続）社会保障、住宅（賃借権の継承）国籍取得（一方が外国人である場合）などにまで及ぶ（Aoun 2000）。類似の権利は、デンマーク、ノールウェー、スウェーデン、オランダなどプロテスタント色の強い国々ではすでに認められているが、カトリックが多数を占める国としては、おそらく初めてのものである。なお、筆者は最新のデータをもたないが、PACSの発効（1999年12月）の後の1年のうちにこれに署名した者は約18,000人とされている。

PACSのより掘り下げた検討は、別の機会にゆずるが、ここで社会学的に興味ぶかい点にとりあえず触れておきたい。

その一つは、19世紀にブルジョワ的な家父長制的家族の型をつくりあげ、またカトリック社会として異性愛を当然視し同性愛に抑圧的であったフランスで、これだけの市民の意識と行動の変化が生じていたことである。自由と自主管理の価値に人々を目覚めさせた1968年の「5月革命」、また女性にとっての自立の契機となった1975年の人工妊娠中絶合法化が、かれ／彼女らの意識変化の大きな分水嶺となっていたことが改めて確認される（浅野1995）。と同時に、法的に結婚すると、とりわけ離婚のような行為に際して裁判所の関与が多く、手続きも複雑であるといった重圧のかかるこの社会のあり方も、法律婚の忌避の態度を生んでいることが見逃せない。専門家たちは、「離婚の非ドラマ化と手続きの柔軟化」の必要という言葉で、改革の必要性を訴えている（Dekeuwer-Défossez 1999 129-133）。だが少なくとも当面、法律婚を避けるという男女の傾向は強まりこそすれ、弱まるとは思われない。とすれば、公私の生活領域区別の比較的厳しいフランス社会でも、実質的平等の叫ばれるなか、現状への対応の必要から、私的のみなされてきた領域で生じている変化に対応して公的制度を機能させなければならない

だろう。

そして今一つ想到されるのは、フランスをもはや例外としない20～30歳代世代における押し止めようのないライフスタイルの類似化であろう。これが、結局は、スウェーデン、ノールウェー、デンマーク、オランダなどの家族・ジェンダー政策に事実上倣うという道をとらせたのであろう。とすれば、ヨーロッパの中ではもはや、プロテスタント国、カトリック国の差も相対的にすぎなくなっているともいえる（なお、PACS政策を推進した当時のジョスパン内閣において、首相がプロテスタントに属し、法制化の中心となった法相エリザベート・ギグー、雇用・連帯相マルティーン・オーブリがともに女性であったことも、偶然ではなかったかもしれない）。いずれにせよ、PACSは、フランス一国の選択としてではなく、ヨーロッパ先進国の動向という文脈のなかでも理解していかなければならない。

### 3. 一挙に憲法改正へ：阻まれてきた女性の政治への進出

1999年、首相（ジョスパン）の提案、大統領（ジャック・シラク）の発議の下、ある憲法改正が提案され、それに先立つ数年来の議会や言論界におけるさまざまな論議のすえに、6月にはこの改正案が可決された。それは「議員の職、および選挙にもとづく公職への女性と男性の均等な接近を、法律によって促進する」という条項（3条5項）を新たにフランス共和国憲法に付け加えたものである。そして翌年、比例代表制でリスト式の投票が行われる市町村選挙などにおいてリスト登載候補者には男女同数の候補者を含まなければならないという形で法制化がなされ<sup>(2)</sup>、2001年3月の地方選挙から実施された（国政レベルの国民議会議員選挙は小選挙区制なので対象外）。これが一般に「パリテ」（Parité、男女同数原則）と称されるものであった。

では、法改正の意味するところは何であった

か。その細かい政治的な論争過程には立ち入るのは控え、まず背景について述べよう。

人権や民主シーの母国を自認するフランスであるが、周知のようにこの国では、女性も含む普通選挙制度が成立したのは、わずかに1944年のことにすぎない。「大革命は公私の領域区分を強化し、家族の価値を高め、政治にたずさわる男と家事をする女を対置させて、性役割区分をはっきりさせた」とM.ペローは述べるが(1989: 11)この近代ブルジョア家族における家父長制と、他方のカトリック伝来の夫唱婦隨の観念が男性のみの普通選挙制度の背後にあったといわれる。また上の言葉の別の側面からの説明となるだろうが、ペローは、「女性はカトリック教会の影響を受けやすいから〔共和制にとっては危険〕」という理由づけもなされてきたとも述べている(Halimi, 1999: 74)。革命と共和主義のイデオロギーが、反教権に立つ「左翼」から押し出される国らしい、きわめて政治的な論理構築である。

第二次大戦後、各級選挙において、成人女性の選挙権、被選挙権が認められるわけであるが、公選による議員職への女性の進出ははかばかしくなかった。西ヨーロッパ諸国中에서도それが低調な国にとどまっていることが、次第に問題にされるようになる。じっさい、女性の比率は1997年の下院(国民議会)では議員中の10.9%、上院(元老院)ではさらに低く5.6%にすぎなかった(Halimi, 1999: 62)。これは、ドイツの26.3%、19.1%より低く、自由な選挙が行われるようになって20年にすぎないスペイン(16.0%と12.6%)の後塵をも拝している。スウェーデン(上院をもたない)では国会の女性の割合は実に40.4%に達しており、北欧諸国では軒並みに30%を越えている。市町村議会のレベルでは、90年代半ばの数字では女性議員の比率は21.2%であり、ドイツ、オーストリア、オランダとは肩を並べるものの、スウェーデン(41.3)、フィンランド(31.4)、デンマーク(27.9)には及ばない(Perrot, 2000: 58)。

では、女性の過小代表のこの現状の改革は、シ

ティズンシップの拡充とどう関わっているだろうか。なるほど、パリテ、すなわち議員職候補者のレベルにおける「男女同数制」は、個人が自分の支持しうる候補者を自由に選ぶ権利も、自分が自由に立候補する権利も保障するものではない。比例代表制という政党の候補者選択権が前面にできるシステムである以上、市民の直接の選択権の行使はむずかしい。しかし、パリテの下で、政党は、あるいは政治会派は、少なくとも母集団である男女同数の市民社会をよりよく代表するような形で候補者を立てることを義務づけられるようになった。当選する議員の構成にもこれが反映されることだろう。それが果たして質の高い議会を構成しているかどうかは、政党に対する審判という形で有権者が判断を下すことが期待される。このように考えるなら、パリテの導入は、女性の政治進出を容易にするという直接的効果とともに、全体として政治的市民権をより高次の男女平等のレベルで行使させる条件を準備するのではなからうか。

#### 4. 保革を超えての「パリテ」の推進

もっとも、現実の政治界、政治家たちがそこまで深く考えていたかどうかはわからない。フランスで女性の政治進出の度が低いことは、他国との比較においてしばしば、国の政治文化を問われる問題であった。殊に、女性政治家を多数擁するスウェーデンなど北欧諸国がEUの中に加わるなどして、各国間比較がさかに行われるようになると、「後れたフランス」が認識の、そして論議の対象となる。それは、革新側やフェミニズム運動にとってばかりでなく、保守勢力にとっても、政治の近代性、および自国における女性の地位が象徴的に問われる無視しがたい問題となっていた。また、「あらゆる形態の女性差別撤廃に関する条約」(1979年国連総会)の署名国であることも、政府や議員にはある種道徳的な拘束を及ぼしていた<sup>(3)</sup>。

そして看過してはならないのは、すでに1970

年代から、フランス内で少なくとも二度、右翼、左翼の双方から、この事態打開にむけてのイニシアティブがとられていたことである (Favoreu 1998: 154)。

その一つは、1979年、ジスカール・デスタン大統領時代のパール内閣で「家族および女性の地位」担当相を務めていたモニック・ペルティエによる、人口2,500人以上の市町村の議員選挙では各政党または会派の候補者リストは20%以上の女性を含まなければならない、とする提案である。この提案は翌年、政府提案の法案として国会に上程されたが、保守的な元老院(上院)の抵抗によって、最終的には廃案になっている。

またそれにほとんど踵を接するように、ミッテラン大統領当選後の1982年、社会党代議士ジゼル・アリミが、女性候補者のリスト登載率は30%以上(後に政府の修正で25%に)でなければならないという改正案を提案し、最終的にこれが議会で可決されている(ただし、反対をした議員が憲法院に違憲の提訴を行い、後者はこれに違憲との判決を下し、法は無効となった)。

以上のことは、ある程度超党派的に女性の政治上の地位の改善の必要について合意があって、その実現の時期、方法が探られていたことを意味する。そして1990年代に、ふたたび「パリテ」の議論が具体化するのには、右翼の共和国連合(RPR)のアラン・ジュペ首相(1995~97年)の下であった。すなわち、95年10月に「男女同数制監視機構」が設置されて、専門家の意見聴取会も積極的に展開されている。同じくRPRの大統領シラクが1999年の憲法改正の際には、抵抗する保守的な上院議員の説得に小さからぬ役割を果たしたことも、これを物語るのである。

## 5. 共和国的平等とのジレンマ

しかしここで原理的により掘り下げられるべき点は、この「男女同数」という観念が、各界でどのように解釈されたのか、これを擁護ないし批判

する議論がどのようなものであったのか、である。

もちろん、憲法改正提案に反対した一部の保守的な議員たち、特に先にも触れたように元老院(上院)の議員のなかには、女性の政治への進出を否定的に語る、あるいは揶揄するととられる発言があった。たとえば上院議員P.リシェールの言葉として、次の発言が記録されている。「女性の置かれている位置は男性のそれとは違う。女性がもしも政治に関わるとなると、三つの仕事をもつことになる。男性は二つなのだが」(Gillot, 1999: 21)。いうまでもなく、女性は家事を担い、外で働くならば、それで精いっぱいにはずであり、家事をやらなくてもよい男性に政治は任せればよい、ということであり、あまりに伝統的な男女分業観というべきである。

他方、女性の権利運動に従事する活動家O.アルパンとA.レティアン(Arpin & Rettien)などからは、さしせまった現実の要請を挙げ、パリテの憲法、法律への導入の象徴的意義を強調する声が聞かれた。たとえば、「フランスでは、法のレベルでは、女性の権利と男性の権利は同等ということになっているが、問題は、実質的平等にある。これを獲得することは非常にむずかしい。……達成すべきは、意識の変化であるが、そのためには長い時間がかかる。パリテによって意識の変化が生じるだろう。なぜなら、女性たちは権力を得、社会全体も否応なしに女性たちを認知するだろうから」(Halimi 1999: 89)。

一方、議論の一つの焦点は、共和国的平等、その根底にあるフランス国民の一体不可分性と、被選挙権者の男-女のカテゴリー化が、果たして相容れるのかどうかであった。じっさい、前述の1982年に議会で可決されたアリミ提案の法律に対する憲法院の判断は、共和国の伝来の「平等」モデルに立ち、フランス国民という一体であるべき集合体の中になんらかの区別、層別をもちこんで特別な扱いを規定するのは違憲であるとし、この法を無効にしたのであった。こうした憲法院の

違憲判決に再びぶつかるのを避けるため、ジョスパン内閣は一挙に憲法そのものの改正という手続きに進むことにしたのであるが、この共和国モデルに対する論者たちの態度は賛否両論といえはいるがかなり微妙であった。

女性のなかにも共和国モデルの肯定者は少なくない。このような論者に「普遍主義者」(universaliste)の名が与えられた。そのなかには「パリテの拒否」を言う者もいた(たとえばE.バダンテールなどの女性知識人)。それら反対意見には、男女無差別のリストの中に入り込めるだけの力量を付けずに、パリテのおかげで議員に当選しても、それは保護された、屈辱的な権利獲得にすぎないのではないか、かえって女性の自力の努力と運動による本来の成果獲得の道をふさぐのではないか、という思いがにじみ出ている。ただし、そうした論者もまた、ジレンマをまぬがれない。議員職における女性たちの圧倒的劣位という現実があるからである。それゆえ、(女性)国民議会議員でパリテ推進派のD.ジヨは、パリテ派と反パリテ派はこの女性議員劣位のフランス的状况を難じる点では声を一つにしているのであり、しかるに、反パリテ派が、「女性の政治的・社会的代表への権利」を当然に認めながら、「共和国的普遍主義」の名の下に人口の「一下位カテゴリー」に政治的・社会的代表の「特権」を付与することを非としているのは逆説的だ、とする(Gillot, 2001: 11)。

それに対し、もう一つの比較・類推の目は、アメリカのアファーマティヴ・アクション(以下、AAと略)に向けられた。歴史的に継続的に差別され、その人口構造のなかにも不利を刻印されているマイノリティ(女性および黒人等人種・民族マイノリティ)を対象とした法律的・非法律的な優遇施策がそれである。実は1980年代、少なくともその後半以降のフランスにはすでに共和国的な「平等」の観念への反省から、「積極的差別」(discrimination positive)の名の下にAAへの注目ははじまっており、その紹介、そしてそれに引照した議論はかなり行われていた<sup>(4)</sup>。なお、社会

における特定されたマイノリティ集団に優遇措置を認めるこのAAが「コミュニタリアズム」(communautarisme)<sup>(5)</sup>に帰結することを警戒する声はある程度フランスの論者に共通に聞かれた。

じっさい、ことは、経済的・社会的に恵まれないマイノリティと違って、議員という一種のエリートの地位をめざす被選挙権者の処遇であるから、ニュアンスを付した意見は少なくなかった。法学者(女性)であるG.カルヴェは、AAのフランス版である「積極的差別」の諸措置を擁護する者であるが、こう論じている。「私たちは、むしろ、アメリカ合衆国における一黒人が〔AAのおかげで〕『地位移動』するように、今日のフランスで権力の場にいたいと欲するわけではない。現在、女性を襲っている差別は、アメリカの黒人をレイシズムの犠牲者としてきたあの一方的追放主義(オストラシズム)と比較しうるものではない。それでも言わなければならない、公選職の非常に多くが男性によって占められていること、そしてこの状況を単純な偶然とか、『女性特有の臆病さ』といったものに帰すのは至難と思われること、がそれである」(Calvès, 1999: 59)。アメリカの人種マイノリティの位置、その問題とは性質が大いに違うことを意識しながら、しかし、フランス的な「普遍主義」のみに留まっていたは、一向に状況が変わらない、動かないという現実的認識にもとづく「パリテ」支持論なのである。普遍主義にこだわりつつ、「パリテなしには、状況が動かないではないか」(O.デュアメル)と論じるまさに現実主義が、彼女の立場にも近いであろう。

## 6. 過渡的措置でないことの問題?

では、このAAの性格をもった「パリテ」を容認せざるをえないとしたとき、どういう論点が生じるか。その一つは、この同数の規定を一時的措置とするか、永続的措置とするかという点にある。

日本の憲法学者、樋口陽一はこの「パリテ」の

議論を追いながら、次のようにコメントしている「AAは、集合・層に対してblindであるだけでは実質的な差別が解消されないとして、優先処遇をする。そのことによって、実質的には対等な競争ができるようになったはずだと考えられるときに、優先処遇をなくすという、過渡的な措置を考えるのが普通である。ほんとうに帰属集合・層と無関係な競争ができるようになったら、その役割が終わることになる。それに対し、『男女同数』推進論者は、そういう過渡的なものを考えているのではない。男性性と女性性がともに公の政治空間に反映されつづけていることが必要だ、と考える。……まさにその点が、普遍主義者たちにとってはどうも承認できない、ということになる」(1999: 117以下)。

パリテ推進論者に、AAのそうした戦略性を意識し、暫定的な立法を考えた者もいたにちがいない。しかし立法の技術の問題もあったといえよう。フランスの憲法院は、アメリカ合衆国の一時期の連邦最高裁判所と異なり(比較すること自体無意味かもしれない)、AAの応援者では決してなく、これに容赦なく憲法違反の判決をくだす存在であった。それを避けようと思えば、上にも述べたように憲法院の出番をなくすために憲法の改正に進まなければならなかった。そして、憲法を改正するのに暫定的な表現をするわけにはいかなかったのだろう。また2000年6月6日法も時限的ではなく、市町村議員選挙における候補者について男女同数という規定を明記することとなる。

いうまでもなく、政治のなかでのジェンダー関係というものは固定的のものではなく、時間のなかで、またそれぞれの地域、自治体に応じて、政党・党派によっても今後変わっていくことだろう。新選挙法の下で、当然に女性の地方議員が増えているが、彼女たちの政治経験が広がり深まり、いっそう多くの女性が政治参加の意欲を示すようになるとき、自治体によっては、パリテが不要と感じられる時がくるかもしれない。むしろ、適切な候補者が男性に少なく、逆に女性に多く存

在し、かえってパリテが桎梏と感じられることも全く起こらないとはいえない。その場合、「パリテ」法は役割を終えたと考えるべきなのか。それとも実質的に別の機能において存続すべきなのか。そのあたりには、パリテ推進論者においても共通理解はないようである。

## 7. ファーマティヴ・アクションなのか

けれども以上は、いわばパリテがAAであるということが多かれ少なかれ前提としたうえでの議論であろう。しかしパリテ推進者たちのこの点の認識は一樣ではなく、むしろアメリカ流のAAとの同一化をはっきり嫌う声も少なくない。すでに紹介したカルヴェも、フランスの政治における女性の地位が、アメリカにおける人種マイノリティの被抑圧的地位とは同一視できないことを認めている。では、AAとの違いを言おうとする議論は、どのように組み立てられるのだろうか。

たしかにアメリカのAAでは「女性および人種マイノリティ」が、その対象とされ、優遇措置が図られたわけであるが、男性・女性の「性」とは、果たしてそれによって人口集団を層化できるような属性なのだろうか。

S. アガサンスキー(Agacinski)は、パリテとは、市民という集団を二つに分けるとか、男性票、女性票を区別するといった発想とは関係なく、まして男性議員は男性市民を、女性議員を女性市民を「代表する」といった考え方とは縁がないという(Perrot, 1998: 79)。そもそも男性と女性の混成体である全体というものを代表するために、女性も決定機関の中に入っていくこと、それがパリテにほかならない、と。ここで言われていることは、女性とは(男性とは)それとして区別できるような「カテゴリー」をなしているのではなく、人間(humanité)のつねにもつ不可分の要素なのだというところであろう。

B. クリエジェル(Kriegel)はもっと具体的なイメージを与えながら述べる。性とは、「人種」な

どと根本的にちがうものである。「女性とは、人間存在として、白い肌が黒い肌か、背が高いか低い、格好よいか悪いか、といった身体的カテゴリーではない。人は人間であるからには、男かまたは女なのだ。ましてや、社会階級でも、平民や貴族でも、農民でも都市住民でも、所有者でも無産者でもなく、人はつねに人間存在であり、男かまたは女なのであるから。……女性とは、人間における何かしら特殊な属性などと考えられるべきでは断じてない」(Kriegel 1998: 142)。とすれば、「パリテ」とは、特定の属性、要素に着目した例外的特別措置(AA)なのではなく、まさに両性の平等という人権の大原則の適用にほかならないのである、と。

おそらく彼女らは、アメリカのアファーマティブ・アクションの行ってきた「カテゴリー化」の強い批判者であろうし、その原理的な立場は、意外に、「パリテ」を拒否した「普遍主義者」と近いのかもしれない。いずれにせよ、人間とは何かという点にまで遡り、安易に既存のカテゴリー操作にくみせず、議論を展開するところにフランスのパリテ論の興味深い点がある。

なお、これらの議論を、より具体的なレベルで読み解けば、次のような含意もあるのではなからうか。議員という職はそれ自体、(官僚や法曹資格のように)職業資格や専門的訓練を必須に選抜されるものではなく、なによりも、デモクラシーにおける主権行使の付託を受けた代表者であると見るべきであり、それゆえ母集団をより適切に代表するよにという配慮がなされても不合理ではないであろう。仮に直接民主主義が行われることを想定するなら、そこでは、主権の行使者は必ず男性、女性半々となるはずであるから。つまり、「パリテ」は、代議制デモクラシーの生じた代表非対称化のゆがみを、ある観点から正そうという当然の試みということになるうか。

## 8. 残された課題

しかし、前世紀末にフランス政治に導入された以上の改革はほんの第一歩であるのかもしれない。パリテすなわち「選挙のもとづく職責委任への両性の平等促進法」は、比例代表制の市町村議会、地域議会、ヨーロッパ議会などの構成員の選挙という限られた政治のレベルに適用されるもので、国政レベルの選挙は別である。男性支配の「牙城」の観のある国民議会、元老院<sup>(6)</sup>については、地域政治が女性議員の増加によって変わり、その変化が国政にまで及んでくるのを待つということだろうか。

最後に、社会学的にみるならば、なぜ政治の世界、とりわけ議員職において女性の進出が困難であるのか、という点の経験的な考察も抜きにすることはできない。これは、パリテが是か非かそれ自体の議論とは別に論じられてしかるべきだろう。おそらくそれは、歴史的につくられた通念あるいはそれを反映する人々の眼差しにおける「政治家」のイメージが、「女性には向かないもの」としてつくられているという事実、他方には議員たちがもたなければならないと通俗的に、またしばしばシニカルに言われる資源(日本では、「地盤」「看板」「カバン」などの語で表される)が、一般には女性の場合に得られにくく、さらに政治という活動のもつ動員主義的でマニピュレイティブな性格に、女性が抵抗を感じる「男性性」があること、などに関係していると思われる。

そうした指摘は、パリテをめぐる90年代の議論の中になかったわけではない。経済学者のA. リピエツ(Lipietz)は、政治家たちの地位と権力を求める行動が本質的に「男性的」なそれであったとして、こう述べている。「政治を自分の業と心得、その情熱を、仕事の内容にではなく、(政党機関内部で、あるいはその外部、すなわち市民的な選挙で)選ばれた職を勝ちとる、占拠する、守り続けることの喜びのために傾ける人間を、オトコ型の政治家と名づけたい」(Perrot, 2000: 65)。



このような政治家タイプに代えるに何をもってするか、それをどう実現するか、そうした議論、変革を抜きにしてパリテを法制化しても、女性が数としてではなく男性とならんで政治に真に影響力を行使できるようにすることは、なお遠大な課題にとどまるだろう。

シティズンシップをめぐる諸議論が、熱い議論を引き起こさずにはいない国、それがフランスであろう。あのフランス革命以来の、人および市民の権利の原則が「普遍的」であるという自負があればこそ、それだけ議論が生じるのであるが、裏を返せば、現実の変化の挑戦を受けて、一貫した原則を維持し続けることの困難も日に日に付け加わっていることのあらわれでもあろう。

それにしても、日本のように、政治的市民権とジェンダーに関わる議論がまだほとんど表立って聞かれない現状に引き比べると、学ぶべき点は多い。ただし、その日本でも、近年、地方政治のレベルで、政治のスタイルを変え、女性たちが普通の市民でありつつ政治に関わり、議員をも引き受けよう、という声があることは注目したい<sup>(7)</sup>。

注

- (1) もっとも、それは「女性の」というように、一方の性を記す形で権利が制定されることを意味しない。夫婦別姓についても、実態として少数であろうが、これを男性が求めるというケースもありうる。
- (2) なお、「男女同数」といっても、名簿の上位にもっぱら男性を、下位に女性を配するといったことのないよう、名簿上位から6人ずつを一区切りとして、男女3人ずつを登録することとした(男女平等促進法、2000年6月)。
- (3) 同条約では候補者同数などの規定はないが、第7条は「政治的・公的活動における差別の撤廃」にあてられ、女性の政治的な地位向上(公選の職に選挙される資格、公職に就きうる権利など)の必要が強調されている(小田、石本 2003)。
- (4) この点については、Calvès 1999、宮島、2002を

参照。

- (5) “communitarisme”は、一社会のなかにおける(少数の)民族が個人としてでなく、民族コミュニティを基礎に集合的に意思を表明したり、かれらのための権利や特別な措置を要求するという行動様式、またはそれを容認する政策を一般に指して使われるフランス語であるが、ほとんどつねに否定的意味あい使われる。共和国の普遍主義との対照で、しばしば「特殊主義」(particularisme)にくみするものと解釈されている。
- (6) 上院にあたるこの元老院(Sénat)では、議員は、直接選挙によらず、国民議会議員、県会議員、市町村会代表を選挙団とする間接選挙によって選出される。したがって「パリテ」の影響は一部ここに及んでくる。
- (7) 筆者らの共同研究のなかで面接する機会のあった、ある30歳代の女性区会議員の言葉を引用しておきたい。「私みたいに軽はずみに、じゃあ〔政治家を〕やってみようかなという、いかに軽はずみにさせるかということをしなないと。結局私自身が、いわゆる既成パターンで、たとえば駅に毎日立つとかしてしまうと、ああやっぱり政治家は大変だと思ってしまう。……そういうことをしないと政治家はやれないと思う人が出てくると思うのですよ。だからなるべく普通に生活していてできるということを知らせていきたい。」(宮島・島園 2003: 370)。

参考文献

Aoun, A., 2000, *Le Pacs*, Delmas.  
 浅野素女、1995、『フランス家族事情 男と女と子どもの風景』岩波新書。  
 Calvès, G., 1999, *Les politiques de discrimination positive*, La Documentation Française.  
 Conseil d'Etat, 1998, *Sur le principe d'égalité*, La Documentation française.  
 Dekeuwer-Défossez, F., 1999, *Rénover le droit de la famille: Propositions pour un droit adapté aux réalités et aux aspirations de notre temps*, La Documenta-

tion Française.

Favoreu, L., 1998, Principe d'égalité et représentation politique des femmes, dans Conseil d'Etat, *Op.cit.*

Garé, T., 2000, *Droit des personnes et de la famille*, 2<sup>e</sup> édition, Montchrestien.

Gillot, D., 2001, *Vers la parité en politique*, La Documentation Française.

Halimi, G., 1999, *La parité dans la vie politique*, La Documentation Française.

樋口陽一、1999、『憲法と国家 同時代を問う』岩波新書。

小寺初世子、1997、「女子差別撤廃条約」、畑博行・水上千之編『国際人権法概論』有信堂。

Kriegel, B., 1998, Parité et principe d'égalité, dans Conseil d'Etat, *Op.cit.*

Le Pors, A., 1999, *La citoyenneté*, P.U.F.

宮島喬、2002、「移民の社会的統合における『平等』と『エクイティ』 フランスにおける統合モデルの変容？」宮島喬・梶田道孝編『マイノリティと社会構造』東京大学出版会。

小田滋・石本泰雄編、2003、『解説条約集』三省堂。

ペロー、M. , 1989、(福井憲彦・金子春美訳)『フランス現代史のなかの女たち』日本エディタースクール出版部。

Perrot, M. 2000 *An 2000: quel bilan pour les femme?*, La Documentation Française.

宮島喬・島園進編、2003、『現代日本人の生のゆくえ つながりと自律』藤原書店。

山口俊夫編、2002、『フランス法辞典』東京大学出版会。